

(公財) 日教弘教育研究助成事業
青森支部 教育団体研究助成 募集要項

教育団体研究助成金は、教育の振興に寄与すると認められる団体の有益な研究活動に対し助成する事業です。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 青森支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

青森県内で活動する小・中・高・特別支援学校教育に関わる教育関係団体が今年度行う有益な研究活動に助成し、学校教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動が可能で、助成の必要性が認められないもの

(3) 募集対象

- ① 青森県小学校長会
- ② 青森県中学校長会
- ③ 青森県高等学校長協会
- ④ 青森県小中学校教頭会
- ⑤ 青森県高等学校教頭・副校長会
- ⑥ 青森県公立高等学校事務職員協会
- ⑦ 青森県学校事務研究協議会

3. 助成金額

(1) 1件当たりの助成額 15万円

(2) 助成対象外とする費用

- ① 申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む。）
- ② 汎用性のある機器等（例：パソコン・OAソフト・タブレット端末）の購入費
- ③ 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- ④ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類（申請書や助成後に提出する報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

4. 募集期間 4月1日～4月30日（必着）

5. スケジュール

令和5年4月	助成の案内（募集要項）を募集対象団体に送付
令和5年6月	教育振興事業選考委員会で選考
令和5年6月	採否結果通知及び「助成金振込依頼書」送付
令和5年7月	「助成金振込依頼書」が届き次第、指定銀行口座へ助成金を送金
令和5年11月30日	会計報告書の提出締切

- ※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- ※ 助成が決定した事業については、研究活動の進捗状況を確認することがあります。

6. 応募方法

(1) 申請書様式

日教弘青森支部より各団体に申請書様式を送付します。
なお、日教弘青森支部ホームページよりダウンロードできます。

(2) 提出書類

- ① 「教育団体研究助成金申請書」(教育団体研究助成様式1)
- ② 附属資料の提出(団体確認のため、以下のア～イの書類を併せて郵送ください。)
 - ア 団体の会則または規約
 - イ 団体の役員名簿または組織一覧

- ※ 提出された申請書等は返却いたしません。
- ※ 申請内容を正確に審査するため、記入漏れや収支予算の合計額が合わない等、書類に不備があるものは審査対象外となりますので十分ご注意ください。

7. 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘青森支部教育振興事業選考委員会で選考後、幹事会の議を経て、支部長が決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請団体に通知します。なお、採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

(2) 選考結果通知

- ① 助成が決定した場合、「決定通知書」及び「助成金振込依頼書」を送付します。
- ② 助成金は「助成金振込依頼書」が届き次第、指定の銀行口座へ送金します。

(3) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 申請事業が十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 申請事業が助成の趣旨と合致しているか。
事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

8. 後援名義

- (1) 助成申請が認められた場合、研究会、研究大会等の開催に当たって、本支部の後援名義の使用を承認いたします。
- (2) 後援名義の使用を承認された団体は、等の開催要項に下記の名称を記載してください。

「後援 公益財団法人 日本教育公務員弘済会青森支部」
または 「後援(公財)日本教育公務員弘済会青森支部」

9. 会計報告書等の提出

研究活動等が終了後、速やかに支部へ ①「教育団体研究会計報告書」 ②「領収書」を提出してください。

(1) 提出物

① 「教育団体研究会計報告書」 (教育団体研究助成様式2)

※ 会計報告書の様式については、「助成金決定通知書」発送時にお送りいたします。

また、日教弘青森支部ホームページよりダウンロードできます。

※ 提出された報告書・資料等の内容は、当会が公表できるものとします。

② 「領収書」(コピーまたは原本を添付)

・助成金を使用する際は必ず領収書を取り、①「教育団体研究会計報告書」に貼付し提出してください。

(2) 提出締切 11月30日 (厳守)

10. 留意事項

(1) 万一、故意の虚偽記載や問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。

(2) 申請書に記入された個人情報、選考及び選考結果の通知のために使用します。

(3) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名、助成対象、テーマ及び助成金額や贈呈式等の模様を広報誌等で公表することがあります。